

議案第64号

養父市職員の降給に関する条例の制定について

養父市職員の降給に関する条例を次のように定める。

平成28年6月14日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市職員の降給に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第27条第2項及び第28条第3項の規定に基づき、職員（養父市職員の給与に関する条例（平成16年養父市条例第54号）第7条第1項の行政職給料表及び養父市技能労務職員の給与等に関する規則（平成16年養父市規則第46号）第3条の技能労務職給料表（以下これらを「給料表」という。）のうちいずれかの給料表の適用を受ける者をいう。以下同じ。）の意に反する降給に関し必要な事項を定めるものとする。

(降給の種類)

第2条 降給の種類は、降格（職員（技能労務職給料表の適用を受ける職員を除く。）の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）とする。

(降格の事由)

第3条 任命権者は、職員が降任された場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格するかは、任命権者が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。

(1) 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合（職員が降任された場合を除く。）

ア 市長が別に定める職員の人事評価の結果が最下位の区分である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務成績が良くないと認められる場合において、指導及び市長が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務成績が良くない状態が改善されないときであつて、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

イ 任命権者が指定する医師2人によって、心身の故障があると診断され、その故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかなる場合

ウ 職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導及び市長が定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき（ア及びイに掲げる場合を除く。）。

(2) 職制若しくは定数の改廃及び予算の減少により職員の属する職務の級の職の数に不足が生じた場合

(降号の事由)

第4条 任命権者は、職員の人事評価の結果が最下位の区分である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務成績が良くないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であつて、指導及び市長が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務成績が良くない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。

(通知書の交付)

第5条 任命権者は、職員を降給する場合には、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(受診命令に従う義務)

第6条 職員は、第3条第1項イに規定する診断を受けるよう命ぜられた場合には、これに従わなければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第65号

養父市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定  
について

養父市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年6月14日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

養父市固定資産評価審査委員会条例（平成16年養父市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「前3条」を「第7条から第9条まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第65号 養父市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

| 現 行                                                                                            | 改 正 案                                                                                                 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(議事についての調書)</p> <p>第12条 書記は、<u>前3条</u>に規定するもののほか、委員会の議事について調書を作成しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> | <p>(議事についての調書)</p> <p>第12条 書記は、<u>第7条から第9条</u>までに規定するもののほか、委員会の議事について調書を作成しなければならない。</p> <p>2 (略)</p> |